

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

佐倉市財務会計システム整備事業について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和2年10月16日  
佐倉市長 西田 三十五

### 1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 事業名称 佐倉市財務会計システム整備事業
- (2) 事業場所 佐倉市役所及びその他本市が指定する場所
- (3) 契約期間 契約日（令和3年3月）～令和8年8月31日（60か月）
- (4) 稼働日 令和3年9月1日
- (5) 事業の概要 佐倉市財務会計システムの調達・導入、及びその運用支援を含むサービスの提供
- (6) 予算限度額 177,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）  
（令和2年度～令和8年度債務負担行為設定額）
- (7) 支払方法 月払い（令和3年9月分～令和8年8月分までの計60回）

### 2 参加資格等に関する事項

本事業のプロポーザルに参加する提案者は、公告日現在から導入候補者決定の日までにおいて次の要件の全てを満たす者とする。なお、複数の事業者による共同提案は認めないものとする。

- (1) 佐倉市一般（指名）競争入札参加業者資格者名簿に登録されている者のうち、次の要件のすべてを満たしている者
  - ア 資格者名簿の登録部門に関する条件  
「委託」部門
  - イ 資格者名簿の登録業種に関する条件  
「情報処理」
  - ウ 資格者名簿の登録地区に関する条件  
「市内」、「準市内」、「県内」、「県外」
  - エ 許可・登録等に関する条件  
ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）に係る認証又はプライバシーマーク使用許諾を受けていること
- (2) 次の要件のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成4年5月1日制定）に基づく

指名停止、又は佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成11年11月25日制定）に基づく指名除外を受けている者

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者、又はこの事業の開札日の前6か月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出した者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

カ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

(3) 同一の法人、団体又は代表者が、重複して複数の参加表明をしていないこと。

### 3 参加表明に関する事項

(1) 提出書類及び提出部数

次の各号に掲げる書類を各1部提出すること。

①様式1「参加表明書」

※代理人が提出する場合又は代表者印以外の印を使用する場合には様式5「使用印鑑届兼委任状」を併せて提出すること

②様式3「秘密保持誓約書」

③ISMSに係る認証、又はプライバシーマーク使用許諾の確認できる書類の写し

(2) 提出期限

令和2年10月30日（金）午後5時15分まで（必着）

※提出可能時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 提出方法

事前に電話連絡の上、事務局へ持参すること。

郵送・電子メールでの提出は不可とする。

### 4 資料の提供

参加表明を行った者には、参加表明書提出時に企画提案書等の作成に必要な仕様書等の資料を提供する。

詳細については、佐倉市財務会計システム整備事業に係る公募型プロポーザル実施要領を参照のこと。

### 5 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和2年12月11日（金）午後5時15分（必着）

※提出可能時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 提出形態

- ア 企画提案書等（紙媒体） 13部
- イ 見積書等（原本） 1部
- ウ 企画提案書等の電子データ 2部

(3) その他

提出書類、提出方法等の詳細については、佐倉財務会計システム整備事業に係る公募型プロポーザル実施要領を参照のこと。

## 6 提案書の提出辞退

提案の辞退は自由であり、以後、辞退により事業者が不利益な扱いを受けることはない。なお、提案書提出を辞退する場合には、佐倉市より提供した資料等を廃棄の上、別添様式2「参加辞退届」及び「提供資料廃棄報告書」（様式自由）を提出するものとする。

## 7 審査方法

「佐倉市財務会計システム整備事業者選定委員会」において、下記により導入候補者及び導入次点候補者を選定する。

(1) 1次審査（書類審査）

提案書の提出が5者以上の場合には、予め書類審査による1次審査を行い、上位4者を選定する。（令和3年1月上旬予定）

(2) 2次審査（提案プレゼンテーション）

1次審査にて選定された者は、提案プレゼンテーションを実施するものとする。

ア 日時 令和3年2月8日（月）～2月10日（水）実施予定

イ 場所 佐倉市役所

ウ プレゼンテーション時間

- ・提案者からの説明時間として1時間30分程度
- ・佐倉市からの質問時間として1時間程度

## 8 契約方法

(1) 提出された企画提案書等及び提案プレゼンテーションの内容に基づき、佐倉市と導入候補者にて契約内容の協議を経て、随意契約により契約を締結するものとする。なお、導入候補者との協議において双方が合意に至らなかった場合には、導入次点候補者と協議を行うものとする。

(2) 契約手続は、佐倉市財務規則等に定めるところにより行う。なお、契約締結後において受注者に本提案における失格事由（「2参加資格等に関する事項」に掲げる要件

を一つでも満たさないことをいう。) 、不正又は虚偽記載と認められる行為が判明した場合は、佐倉市は契約を解除できるものとする。

## 9 企画提案書及びプロポーザル時の言語、通貨及び単位等

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- (3) 単位 日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位

## 10 その他

プロポーザル手続きの詳細は、佐倉市財務会計システム整備事業に係る公募型プロポーザル実施要領による。

## 11 担当部署

- (1) 担当部署 佐倉市財政部財政課
- (2) 担当者 遠藤、鶴澤
- (3) 所在地 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地
- (4) 連絡先 (電話) 043-484-6109 (FAX) 043-484-5061
- (5) 電子メール [zaisei@city.sakura.lg.jp](mailto:zaisei@city.sakura.lg.jp)